

2025 年 10 月 24 日

お客様各位

ニチイライフ約款改定に関するご案内

平素より、弊社の家事代行サービスに格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
この度、「ニチイライフ 約款」の内容を改定いたします。

つきましては、以下＜改定内容＞における下線箇所が「ニチイライフ 約款」改定箇所となります。

記

＜改定内容＞

(第 3 条 1 項②)

お客様およびそのご家族が所有の車への同乗および当社従業員による運転

(第 3 条 1 項⑨)

法人、団体、個人を問わず、事業に供する場所の掃除や作業（お客様および本サービスの利用者が個人事業主としてではなく従業員として在宅勤務をしている場合は除く）

(第 9 条)

当社は、本サービスをご提供する際、ご提供したサービス内容を「サービス実施報告書」に記載し、その都度お客様もしくは本サービスの利用者に控えをお渡しするものとします。

(第 15 条 1 項)

- 1.) 当社並びにお客様および本サービスの利用者は、それぞれ相手方に対し、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」とします）のいずれでもなく、自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないことを表明し確約します。

(第 15 条 2 項)

- 2.) 当社またはお客様もしくは本サービスの利用者は、相手方が前項の確約に反する表明をしたことが判明した場合、前項の確約に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるとともに、相手方に損害が発生したとしても何

らの賠償ないし補償をすることを要しません。

(第 16 条 5 項)

本サービスの提供を受ける際に、生活習慣、身体状況（アレルギー）、宗教上の理由等により禁止されている行為や注意を払う必要があるものについては事前にお申し出ください。事前にお申し出のない事項に関して当社がお客様およびそのご家族等の身体および精神に損害を及ぼした場合、当社は賠償責任を負いかねます。

(第 16 条 6 項)

お客様は、お客様および本サービスの利用者の責めに帰すべき事由により、当社および当社の従業員の生命、身体、精神、財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償するものとします。

(第 19 条 1 項)

本契約の有効期間中、天災その他、当社の責めに帰することができない事由により、本サービスの一部または全部を提供できなくなった場合には、当社はお客様および本サービスの利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。但し、その場合は、当社はお客様および本サービスの利用者に対し、その事由を速やかに通知するものとします。

(第 25 条)

- 1.) お客様が申込書のお客様控え及び本約款を受領した日（その日前に本約款を受領した場合にあっては、本約款を受領した日）から起算して 8 日を経過するまでは、お客様は、担当支店に本申込みの撤回または解除の旨を記載した書面またはニチイライフホームページの「お問い合わせ」フォーム
(<https://www.nichiiweb.jp/kaji/question/index.php>、以下「お問い合わせフォーム」といいます。)を送付することにより、本契約の申込みの撤回又は本契約の解除を行うことができます（以下、本規定による本契約の申込みの撤回又は本契約の解除のことを「クーリング・オフ」といいます。）。ただし、特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）の適用除外規定に基づき、お客様からのご請求により担当支店担当者のご自宅等を訪問し本契約の締結がなされた場合、または本契約の締結前過去 1 年以内に 2 回以上訪問して本サービスの利用契約の締結がなされた場合を除きます。クーリング・オフをお申し入れの際には、「お客様の氏名、住所、電話番号、申込書の取り交わし日、お申込サービス名、金額」とあわせて「上記日付の申込みは撤回し、または契約は解除する」旨、ご記載ください。
- 2.) 1.) にかかわらず、お客様が、当社が特商法第 6 条 1 項の規定に違反して本契約の申込みの撤回又は本契約の解除に関する事項について不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社が特商法第 6 条 1 項の規定に違反して威迫したことにより困

惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合には、当社が交付した本約
款をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様は、書面又はお問
い合わせフォームによりクーリング・オフを行うことができます。

3.) クーリング・オフは、お客様が、クーリング・オフに係る書面又はお問い合わせフォ
ームによる通知を発した時に、その効力を生じます。

4.) お客様がクーリング・オフをした場合においては、当社は、お客様に対し、クーリン
グ・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはありません。

5.) お客様がクーリング・オフをした場合には、既に本契約に基づき役務が提供された
ときにおいても、当社は、お客様に対し、本契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を
請求することはありません。

6.) お客様がクーリング・オフをした場合において、当社が本契約に関連して金銭を受領
しているときは、当社は、お客様に対し、速やかに、その全額を返還します。

7.) お客様がクーリング・オフをした場合において、本契約に係る役務の提供に伴いお客
様の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客様は、当社に対し、
その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

<改定日>

2025 年 12 月 1 日

改定後の約款の内容につきましては、事項に記載の内容をご確認ください。
何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上